

## 第 1 章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

(配点 2.5 点 × 4 = 10 点)

- 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
  - ① 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
  - ② 令和 4 年 4 月から、解体工事部分の床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
  - ③ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル 1、2 に該当する建材のみである。
  - ④ 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1 年間保存しなければならない。
  
- 2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
  - ② 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
  - ③ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
  - ④ 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
  
- 3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数 f/mL～数 100 f/mL の中等度の場合が多かったことが報告されている。
  - ② 石綿繊維の直径は、髪の毛の 5000 分の 1 程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
  - ③ 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、5 f/L が定められている。
  - ④ 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
  
- 4 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
  - ② 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100 名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
  - ③ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
  - ④ 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へポールや棒を当てる場合は 12～18f/L であるが、ほうきでこする場合であっても、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。

## 第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

(配点 2.5点×4=10点)

1 「大気汚染防止法」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当するが、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- ③ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- ④ 解体等工事が平成18(2006)年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。

2 下の左表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。右表選択肢①、②、③、④は、左表中の規模欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして**正しいもの**を選びなさい。

No.	対象建設工事	規模	
1	建築物に係る解体工事	ア	選択肢
2	建築物に係る新築・増築工事	イ	
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ	
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ	

①	ア 請負代金の額500万円(税込)以上 イ 請負代金の額1億円(税込)以上 ウ 建築物の床面積の合計80㎡以上 エ 建築物の床面積の合計500㎡以上
②	ア 建築物の床面積の合計100㎡以上 イ 建築物の床面積の合計500㎡以上 ウ 請負代金の額500万円(税込)以上 エ 請負代金の額1億円(税込)以上
③	ア 建築物の床面積の合計80㎡以上 イ 建築物の床面積の合計500㎡以上 ウ 請負代金の額500万円(税込)以上 エ 請負代金の額1億円(税込)以上
④	ア 請負代金の額500万円(税込)以上 イ 請負代金の額1億円(税込)以上 ウ 建築物の床面積の合計100㎡以上 エ 建築物の床面積の合計500㎡以上

3 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである。」と定義している。
- ② 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。
- ③ 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業員にとどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- ④ リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。

4 「石綿含有建材調査者」等に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有することも必要である。
- ② 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
- ③ 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。
- ④ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

## 第3章 石綿含有建材の建築図面調査

(配点 2.5点×14=35点)

- 1 建築基準法に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
  - ② 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み50cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
  - ③ 防火区画の留意事項として、カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）は、床スラブとカーテンウォールとの間のすき間を耐火性能のある不燃材で塞ぐのが一般的である。
  - ④ S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
  
- 2 建築基準法に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「2時間」である。
  - ② 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
  - ③ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
  - ④ 建築基準法施行令第1条3号において、「構造耐力上主要な部分」について、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。
  
- 3 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
  - ① 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
  - ② 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
  - ③ 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。
  - ④ けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
  
- 4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
  - ② 石綿含有吹付けパーライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。

- ③ 人工軽量骨材であるパーライトは、一般的にはパーライト（雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物）を高温（800～1,200℃）で焼成し、膨張（5～20倍）させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は0.08～0.4である。
- ④ 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。
- 5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
- ① 石綿含有吹付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- ② 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ③ レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ④ スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当しないが、同様の飛散性を有している。レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち
- 6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
- ① 石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。
- ② 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので主として内装材として使われるが、外装材として軒天井に使用された例もある。
- ③ 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。
- ④ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- 7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
- ① 軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。
- ② 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ③ ビニル床タイルは1985（昭和60）年まで石綿含有建材が製造されており、在庫期間を考慮しておよそ10年後の1995（平成7）年までを石綿含有と見なしてよい。
- ④ レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- 8 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
- ① 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。
- ② 建築用仕上塗材には、吹付け材と称されていた時期もあるなど、飛散性の極めて高い仕上げ材料で

あり、吹付け石綿等と同様の維持管理と対策が求められる。

- ③ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修（再塗装）において、塗材に亀裂や部分的はく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。
- ④ 石綿含有接着剤は、JIS 規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。

9 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ② 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることない。
- ③ 石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
- ④ 石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。

10 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の知識を習得しておくことが重要である。
- ③ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、堅穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。
- ④ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。

11 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。

- ① 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ② 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ③ 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ④ 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であり、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。

12 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書を借用書を作成し、「施工会社」から借用させてもらう。
- ② 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等において、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日、及び用途変更を伴うものか等を確認する。
- ③ 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
- ④ 建築図面などの借用時に、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明をした場合は、借用書の作成は不要である。

13 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- ③ 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

14 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- ② 書面調査結果の整理は、「1. 石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2. 動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。
- ④ 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。

## 第4章 目視調査の実際と留意点

(配点 2.5点×14=35点)

- 1 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会者の有無などを確認することが望ましい。
  - ② 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実施できなかった場合には目視調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。
  - ③ 建築物の目視調査の結果、試料採取すべき箇所から採取した試料の分析方法の決定は、所轄労働基準監督署とよく協議する。
  - ④ 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
  
- 2 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又はRL3）と同等以上の性能を有するものとする。
  - ② 調査時の服装のポイントは「石綿粉じんからのばく露防止対策」であるが、石綿の調査であることを第三者に知られると不必要な不安を与えることがあるので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
  - ③ 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
  - ④ 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
  
- 3 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
  - ① 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことも重要であるが、何よりも調査することが第一であることから、採取不能は認められない。
  - ② 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切るが、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させなければならない。
  - ③ 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わずに「石綿含有無し」と「みなす」ことも認められている。
  - ④ 目レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わない。
  
- 4 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 「目視」による調査とは、単に外観を見るだけでなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。
  - ② 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしていないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
  - ③ 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合が

あるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。

- ④ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用されているが、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。

「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。

5 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。

- ① 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
- ② 建築物の外観は、可能な限り4方向から観察するが、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。
- ③ 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ④ 事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。

6 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在も石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。
- ② 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」から採取するだけでよい。
- ③ 床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。
- ④ 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があり、新たな屋根材は石綿無含有でも元の材料には石綿含有であることが多い。

7 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 調査において、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板であれば触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断する。
- ② せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、早くとも平成10年5月以降の製品なので、石綿無含有と判断できる。
- ③ 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
- ④ 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1000 番台」、準不燃は「2000 番台」、難燃は「3000 番台」が記載されている。

8 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 書面・目視調査にはじまり、試料採取、そして分析までが適切に行われるには、的確に情報伝達を行うとともに、責任分担を明確にすることが必要である。

- ② 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外である。
  - ③ 分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。
  - ④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料の取り違いなどが発生しないように必ず石綿含有建材調査者本人が記入から封印まで、責任を持って行うことが望ましい。
- 9 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
- ① 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とする。
  - ② 内外装仕上げ材の下にレベル1建材が存在する事例として、天井ボードなどで囲われている様なケースにおいて、グラスウールなどの下に石綿含有建材が吹き付けられていたことがある。
  - ③ 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
  - ④ 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPA フィルタ付き真空掃除機で清掃する。
- 10 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
- ① 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「発注者」と協議して仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
  - ② 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するため、完成したものは材料組成が「均一」に施工されている。
  - ③ 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。
  - ④ 複数の場所で試料採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具の洗浄や手袋の交換は必要としない。
- 11 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
- ① 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
  - ② 複層仕上塗材は下地への付着強度が高いため、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。
  - ③ 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
  - ④ 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の3箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- 12 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
- ① 解体・改修時の事前調査結果の報告書については、厚生労働省の通達において、「調査の責任分担を明確にする」ことまでは特に求められていない。
  - ② 調査する部屋の天井にボードがある場合は、「囲込み済」であることから、飛散の可能性はないと判断してよい。

- ③ 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
- ④ 「やや劣化」とは、調査対象面積のうち、約30%程度の面積において表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。

13 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性があることが伝わるようにする。
- ② 現地での調査写真撮影は、調査効率を上げるため、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ③ 撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
- ④ 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりが無い状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定して差し支えない。

14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。

- ① 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- ② 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「1. 石綿含有の有無」、「2. 含有していた場合のリスク」、「3. 今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
- ④ 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。

## 第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

(配点 2.5点×4＝10点)

- 1 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。
  - ② 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に○をする。
  - ③ 今回調査の概要欄における調査者氏名欄には、本調査を主体的に行った者の氏名、登録番号及び調査補助者の氏名も必ず記載する。
  - ④ 建築物の概要の検査済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。
  
- 2 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について、調査を行った場所を記載する。
  - ② 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合(○○棟)には、別紙に棟別に整理し追加してもよい。
  - ③ 今回調査箇所欄における部位は、梁・柱など建築一般呼称でよいが、採取した箇所を指しているため、石綿含有可能性材があった部位の全部は示されていないことになる。
  - ④ 今回調査できなかった箇所欄は、階・部屋名などを記載するとともに、図面に色塗りなどで図示し、その理由も簡潔に記載する。
  
- 3 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、**不適切なもの**を選びなさい。
  - ① 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。
  - ② 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
  - ③ 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
  - ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、作成する必要はない。
  
- 4 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を選びなさい。
  - ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
  - ② 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。
  - ③ 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
  - ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。